

【第44条（スプリンクラー設備に関する基準）】

（スプリンクラー設備に関する基準）

- 第44条 次の各号に掲げる防火対象物の部分には、スプリンクラー設備を設けなければならない。
- (1) 令別表第1（12）項口に掲げる防火対象物の階で、映画又はテレビの撮影の用に供する部分（これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。以下「スタジオ部分」という。）の床面積の合計が、地階、無窓階又は4階以上の階にあつては300平方メートル以上、その他の階にあつては500平方メートル以上のもの
 - (2) 令別表第1（2）項及び（3）項口に掲げる防火対象物の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するものでその床面積の合計が、同表（2）項に掲げるものにあつては1,000平方メートル以上、同表（3）項口に掲げるものにあつては、1,500平方メートル以上のもの
 - (3) 令別表第1（5）項口、（7）項、（8）項、（12）項イ及び（14）項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階でその床面積が2,000平方メートル以上のもの
 - (4) 令別表第1に掲げる建築物の階で、地盤面からの高さが31メートルを超えるもの
- 2 前項第1号に掲げる防火対象物の部分に設けるスプリンクラーヘッドは、その取付面の高さが8メートル以上である部分に設けるものにあつては開放型とし、かつ、スタジオ部分の天井又は小屋裏に、その各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が1.7メートル以下となるように設けなければならない。
- 3 第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項及び第3項並びに規則第13条（第1項第2号を除く。）及び第14条の規定の例により設置し、維持しなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和23年条例第81号〕、廃止・制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成27年条例第47号〕

【趣旨】

本条は、政令第12条第1項の適用を受けない防火対象物の部分で、発熱量の高い多数の照明器具が使用され、大道具等の多量の可燃物の保管されるスタジオがある階、あるいは一定以上の床面積を有する地階、無窓階又は4階以上の階、さらに高さ31mを超える階にスプリンクラー設備を設置する際の基準について、必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 「スプリンクラー設備」とは、火災を早期に感知し、かつ、自動的に消火する設備であり、使用するヘッドの種類や、配管内の充水等の有無によって、次のように分類される。
 - (1) 閉鎖型湿式スプリンクラー設備
閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用し、配管に常時充水加圧しておき、ヘッドの感熱作用により放水する方式の設備をいう。
 - (2) 閉鎖型乾式スプリンクラー設備
閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用し、配管内部には加圧空気を充てんしておき、ヘッドの感熱作用により加圧空気が放出されて乾式弁（常時は、加圧空気により水の噴出をおさえている弁）が開かれ、次いで放水を開始する方式の設備をいう。凍結による障害が生じるおそれのある場所等に設置できるものである。
 - (3) 開放型スプリンクラー設備
舞台部及びスタジオ部分で床面から天井までの高さが高く、ヘッドの感熱効果が充分でない部分に設置する設備で、開放型ヘッドを使用し、手動式又は自動式により一定の放水区画内のヘッド全部から放水する方式の設備をいう。
 - (4) 予作動式スプリンクラー設備

【第44条（スプリンクラー設備に関する基準）】

放水した場合に著しい水損が生じるおそれのある部分等に設置する設備で、手動式又は自動式により放出する方式である。自動式の場合は、感知器の作動等と連動させ、火災発生が確実である場合にのみ弁が開放され、放水を開始する方式の設備である。凍結による障害又は機械的な衝撃等による放水により、水損害の被害が大きい場所等に設けることができるものである。

(5) 放水型スプリンクラー設備

高天井の部分の火災を感知器との連動等で消火する方式の設備で、放水型ヘッド等、一斉開放弁等、自動警報装置、制御部、受信部、配管、非常電源、加圧送水装置、性能試験配管、起動操作部、水源等により構成されるものをいう。

(6) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

スプリンクラー設備に使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたものをいう。政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)、(6)項ロに掲げる防火対象物のうち、省令第13条の5の2で定める部分以外の床面積1,000平方メートル未満のものに設置できるものをいう。

2 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第12条、省令第14条等のとおりである。

3 札幌市では、このほかに、以下に掲げる防火対象物の部分には、スプリンクラー設備を設置することとしている。

(1) 政令別表第1(12)項ロに掲げる防火対象物の階で、映画又はテレビの撮影の用に供する部分（これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。以下、本条【解説】において「スタジオ部分」という。）の床面積の合計が次のとおりであるもの

ア 地階、無窓階又は4階以上の階 300平方メートル以上

イ その他の階 500平方メートル以上

(2) 政令別表第1(2)項及び(3)項ロに掲げる防火対象物の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が次のとおりであるもの

ア 同表(2)項に掲げるもの 1,000平方メートル以上

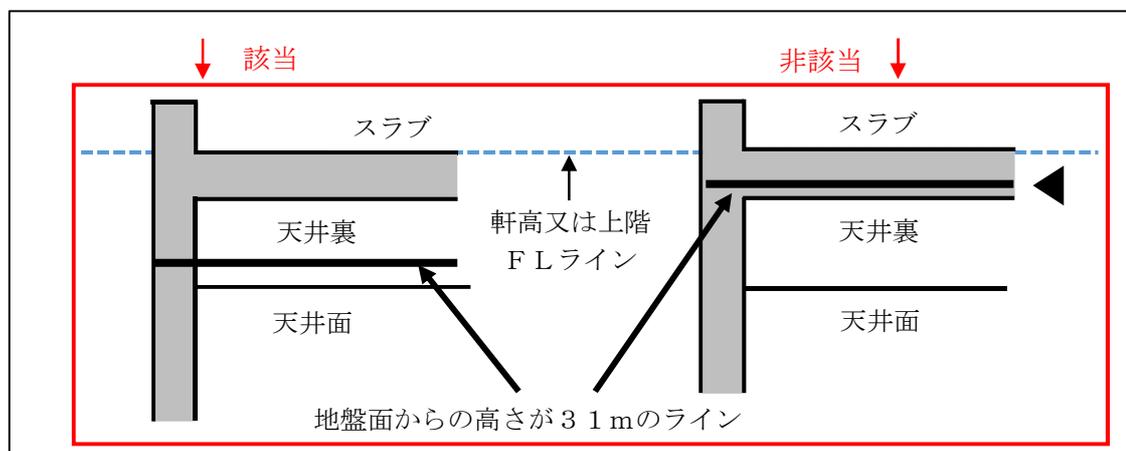
イ 同表(3)項ロに掲げるもの 1,500平方メートル以上

(3) 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(12)項イ及び(14)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階でその床面積が2,000平方メートル以上のもの

(4) 政令別表第1に掲げる建築物の階で、地盤面からの高さが31メートルを超えるもの

「高さが31メートルを超える」とは、31メートルラインが上階（屋上）のスラブより下にある場合をいうもので、31メートルラインがスラブ内にあるときは該当しない（下図参照）。

※ 第50条に定める避難用タラップの「高さが31メートルを超える」についても、同様に取り扱う。



【第44条（スプリンクラー設備に関する基準）】

- 4 第2項は、本条例においてスプリンクラー設備の設置を義務付けている防火対象物の部分である「スタジオ部分」に設けるスプリンクラーヘッドの種類、設置場所について定めている。
- 5 札幌市におけるスプリンクラー設備の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」のスプリンクラー設備の項を参照すること。